第９期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2019年12月１日から
2020年11月30日まで）

株式会社マネーフォワード

「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第20条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corp.moneyforward.com/）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第２回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議日		2014年1月30日	2015年2月25日
新株予約権の数		13個	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 52,000株（注）9 （新株予約権1個につき 4,000株）（注）9	普通株式 24,000株（注）9 （新株予約権1個につき 40株）（注）9
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり、329円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 400,000円 （1株当たり 100円）（注）9	新株予約権1個当たり 7,000円 （1株当たり 175円）（注）9
権利行使期間		2016年2月8日から 2024年2月7日まで	2016年2月8日から 2024年2月7日まで
行使の条件		（注）1	（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 13個 目的となる株式数 52,000株（注）9 保有者数 1名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 24,000株（注）9 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第５回新株予約権	第６回新株予約権
発行決議日		2016年2月26日	2016年2月26日
新株予約権の数		100個	3,619個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株（注）9 （新株予約権1個につき 40株）（注）9	普通株式 144,760株（注）9 （新株予約権1個につき 40株）（注）9
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり、242円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 11,000円 （1株当たり 275円）（注）9	新株予約権1個当たり 11,000円 （1株当たり 275円）（注）9
権利行使期間		2018年3月17日から 2025年3月16日まで	2017年3月17日から 2025年3月16日まで
行使の条件		（注）3	（注）4
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 3,619個 目的となる株式数 144,760株（注）9 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 4,000株（注）9 保有者数 1名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

		第８回新株予約権	第９回新株予約権
発行決議日		2017年2月28日	2017年2月28日
新株予約権の数		2,325個	175個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 93,000株（注）9 （新株予約権1個につき 40株）（注）9	普通株式 7,000株（注）9 （新株予約権1個につき 40株）（注）9
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 15,000円 （1株当たり 375円）（注）9	新株予約権1個当たり 15,000円 （1株当たり 375円）（注）9
権利行使期間		2020年3月15日から 2026年3月14日まで	2020年3月15日から 2026年3月14日まで
行使の条件		（注）5	（注）6
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 2,325個 目的となる株式数 93,000株（注）9 保有者数 6名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 75個 目的となる株式数 3,000株（注）9 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 4,000株（注）9 保有者数 1名

		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2017年2月28日	2018年2月5日
新株予約権の数		200個	829個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 8,000株（注）9 （新株予約権1個につき 40株）（注）9	普通株式 165,800株（注）9 （新株予約権1個につき 200株）（注）9
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり14,873円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 15,000円 （1株当たり 375円）（注）9	新株予約権1個当たり 315,600円 （1株当たり 1,578円）（注）9
権利行使期間		2020年6月23日から 2026年6月22日まで	2019年2月5日から 2025年2月4日まで
行使の条件		（注）7	（注）8
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 771個 目的となる株式数 154,200株（注）9 保有者数 7名
	社外取締役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 8,000株（注）9 保有者数 1名	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 8,000株（注）9 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 18個 目的となる株式数 3,600株（注）9 保有者数 1名

（注） 1. 第２回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

2. 第４回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア　新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ　新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ　新株予約権者が死亡した場合。

キ　当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

3. 第５回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア　新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。ただし、当社又は当社の関連会社の役員又は従業員の地位にある場合、及び当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合、はこの限りでない。

イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ　新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ　新株予約権者が死亡した場合。

キ　当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

4. 第６回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア　新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。ただし、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ　新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ　新株予約権者が死亡した場合。

キ　当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

5. 第８回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア　新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において、正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ　新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ　新株予約権者が死亡した場合。

キ　当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。

ク　新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

6. 第９回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア　新株予約権者が現在、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員の地位にある場合、及び当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員に就いた場合。ただし、当社の取締役会において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ　新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。

カ　新株予約権者が当社の社会的信用に悪影響を及ぼす行為もしくはその可能性の高い行為を行ったと判断した場合。

キ　新株予約権者が死亡した場合。

ク　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

7. 第10回新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。

ア　新株予約権者が現在、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下「関係会社」という。）の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。ただし、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員の地位にある場合、及び当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。

イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合

ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合

エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員に就いた場合。ただし、当社の取締役会において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ　新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合

カ　新株予約権者が当社の社会的信用に悪影響を及ぼす行為もしくはその可能性の高い行為を行ったと判断した場合

キ　新株予約権者が死亡した場合
ク　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合

8. 第11回新株予約権の行使の条件
新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものといたします。
ア　新株予約権者が現在、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。ただし、当社の取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りでない。
イ　新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ　新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
エ　新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員に就いた場合。ただし、当社の取締役会において、事前に承認された場合はこの限りでない。
オ　新株予約権者が禁固以上の刑に処された場合。
カ　新株予約権者が当社の社会的信用に悪影響を及ぼす行為もしくはその可能性の高い行為を行ったと判断した場合。
キ　新株予約権者が死亡した場合。
ク　新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

9. 2020年12月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当ありません。

業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、取締役会において「内部統制システム整備の基本方針」を定め、内部統制システムの整備及び運用に努めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務執行を監督する取締役会及び監査する権限を持つ監査役会を設置し、社外取締役及び社外監査役を選任することにより、取締役の職務の執行について厳正な監視を行い、取締役の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合することを確保します。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行にかかる情報は、社内規程の定めの他、法令・定款に従い適切に保管・管理する体制を構築します。

② 保管・管理されている情報は、取締役及び監査役から要請があった場合は適時閲覧可能な状態を維持します。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する体制は、社内外の情報が集まる取締役会において、リスクの認識・評価・予防策・対応策の検討及び実施を行います。また、必要に応じて各部門の担当者を取締役会に出席させ、リスクの識別と評価に関して報告を実施します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則毎月1回の定時取締役会の開催の他、必要に応じて随時開催する臨時取締役会を開催することにより、業務執行に関わる意思決定を行います。

② 業務執行に関しては、社内規程により権限と責任を定めており、必要に応じて随時見直しを行います。

(5) 当該会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」「損失の危機の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用します。

② グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図ります。

③ 当社内部監査部門は、当社グループ各社に対して監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役会又は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置します。

(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人の独立性を確保するために、監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

(8) 監査役を補助する使用人に対する監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に移譲されるものとし、代表取締役の指揮命令は受けないものとします。

② 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

(9) 取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会に出席して重要事項等の報告を受けます。

② 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告するものとします。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めます。

② 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底します。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は証券の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有します。

② 監査役がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出するものとします。

(12) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図るものとします。

② 監査役は定期的に会計監査人、内部監査部門と協議の場を設け、実効的な監査を行うための情報交換を行うものとします。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めており、年に1回取締役会において運用状況等を報告しております。2020年11月期については、2020年11月18日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項の運用状況に重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

(1) 取締役の職務の執行について

① 取締役12名のうち5名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ選任し、社外取締役及び社外監査役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っております。なお、取締役候補者の選任は、諮問委員会である指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定するプロセスとなっております。

② 定時取締役会を12回開催したほか、臨時取締役会を4回開催し、取締役及び監査役の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告のみにとどまらず、重要事項（事業戦略、資本政策、投資、人事戦略等）の審議を行っております。また、取締役会資料の早期配布、記載内容の充実、事前説明の実施等により、活発な意見交換がなされるように努めております。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制について

① 当社グループに共通して適用される「グループコンプライアンス規程」「マネーフォワードグループ・コンプライアンスマニュアル」を定め、これを周知するとともに、当社グループ全役職員を対象としたコンプライアンス研修（入社時研修、インサイダー取引に関する研修、ハラスメント研修）を実施し、取締役及び従業員のコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 当社及びグループ各社のコンプライアンス違反やその可能性がある行為について、当社グループ従業員が当社所定部署に直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全グループ従業員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。

③ 当社のリスクとして最も重要度の高い情報セキュリティについて、全社向けに情報セキュリティ研修及び個人情報保護に関する研修を実施しております。また、取締役執行役員CISOから代表取締役に情報セキュリティの管理状況及び今後の方針について定期的に報告しております。

(3) 内部監査の実施について

代表取締役直属の内部監査室が、当社及び当社グループ会社の業務運営の状況把握や、法令遵守状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、当社及び当社グループ会社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、代表取締役及び監査役会に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

(4) 監査役の職務の執行について

① 監査役会を14回開催したほか、監査役会において監査計画に基づき、実地監査や取締役又は使用人への意見聴取を実施しております。また、16回開催された取締役会への出席を通じて、取締役による業務の執行を監査しております。

② 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っているほか、社外取締役との定例懇談会を開催し、情報交換を行い、相互連携を図ることで、監査機能の強化及び向上を図っております。

③ 常勤監査役は、コンプライアンス会議に出席し、法令遵守状況等について直接聴取を行っていることに加え、内部監査室による当社グループの内部監査の状況確認を通じて、コンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しております。

④ 監査役職務補助使用人として、適正な知識・能力・経験を有する従業員を１名（内部監査室を兼務）配置し、監査役の職務執行のサポートを行っております。

連結株主資本等変動計算書

第９期（2019年12月１日から2020年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	6,942,818	4,026,306	△3,211,257	△146	7,757,721
当連結会計年度変動額					
新株の発行	2,394,216	2,394,216			4,788,432
新株の発行（新株予約権の行使）	110,744	110,744			221,489
譲渡制限付株式報酬	166,631	166,631			333,262
株式交換による増加		449,998			449,998
連結子会社株式の取得による持分の増減		△1,714,697			△1,714,697
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		226			226
欠損填補		△2,523,264	2,523,264		－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,423,282		△2,423,282
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	2,671,592	△1,116,144	99,982	－	1,655,429
当連結会計年度末残高	9,614,410	2,910,162	△3,111,275	△146	9,413,150

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	120,126	△6,917	113,208	54,541	104,687	8,030,159
当連結会計年度変動額						
新株の発行						4,788,432
新株の発行（新株予約権の行使）						221,489
譲渡制限付株式報酬						333,262
株式交換による増加						449,998
連結子会社株式の取得による持分の増減						△1,714,697
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						226
欠損填補						－
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△2,423,282
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	94,766	△2,835	91,931	△7,991	468,239	552,179
当連結会計年度変動額合計	94,766	△2,835	91,931	△7,991	468,239	2,207,609
当連結会計年度末残高	214,893	△9,752	205,140	46,549	572,927	10,237,768

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　14社

・連結子会社の名称　マネーフォワードケッサイ株式会社
マネーフォワードホショウ株式会社
株式会社クラビス
マネーフォワードファイン株式会社
マネーフォワードフィナンシャル株式会社
mirai talk株式会社
株式会社ナレッジラボ
株式会社ワクフリ
MONEY FORWARD VIETNAM CO.,LTD
マネーフォワードシンカ株式会社
スマートキャンプ株式会社
マネーフォワードベンチャーパートナーズ株式会社
HIRAC FUND 1号投資事業有限責任組合
株式会社アール・アンド・エー・シー

当連結会計年度より、マネーフォワードベンチャーパートナーズ株式会社及びHIRAC FUND 1号投資事業有限責任組合を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、株式の取得により株式会社アール・アンド・エー・シーを連結の範囲に含めております。

2020年11月２日をもって、MF KESSAI株式会社はマネーフォワードケッサイ株式会社に、MF HOSHO株式会社はマネーフォワードホショウ株式会社に社名を変更しております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MONEY FORWARD VIETNAM CO.,LTDの決算日は９月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

・商品、仕掛品　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　６年～50年
工具、器具及び備品　　４年～15年

ロ．無形固定資産
自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却方法については、定額法（5～10年）により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ロ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑥ 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（有形固定資産の減価償却方法の変更）
当社グループは、従来、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、建物（2016年３月31日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。
前連結会計年度において、５つの提供サービスを１つに統合し、複数プロダクトを使用しやすい新プランを導入したことにより、ストック収入が増大し、当社グループが提供するサービス領域の需要は長期安定的に推移しております。
このような状況を受けて、人員採用計画・設備計画を変更したことを契機に有形固定資産の償却方法について再度検討を行ったところ、当社グループが保有する有形固定資産は、ストック収入の安定化によって、耐用年数期間において平準的に使用され均等な消耗が見込まれることから、今後は減価償却費を耐用年数期間にわたり均等に費用配分することがより適切であると判断し、定額法に変更したものであります。
この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ23,032千円増加しております。

２．追加情報

（COVID-19の影響に伴う会計上の見積りに関して）
COVID-19の影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来キャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視して参ります。

3．連結貸借対照表に関する注記

（当座貸越契約）

当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,000,000千円
借入実行残高	2,510,000千円
差引額	2,490,000千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	22,165,360	1,685,858	－	23,851,218

（注）変動事由の概要

海外募集による新株式発行による増加	1,100,000株
新株予約権の権利行使に伴う新株式発行による増加	437,760株
譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加	85,452株
簡易株式交換による新株式発行による増加	62,646株

（2）当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式	428,940株

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金は第三者割当による株式の発行や銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。デリバティブ取引については、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、買取債権は、当該債権の譲渡人及び債務者の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は主として株式、投資事業組合への出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行会社の信用リスクに晒されております。これらのうち上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日となっております。

借入金は、運転資金として調達しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行っております。

ハ．流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	8,919,850 千円	8,919,850 千円	－ 千円
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（※2）	1,228,255 (56,747)		
	1,171,508	1,171,508	－
(3) 買取債権	2,210,303	2,210,303	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	535,494	535,494	－
(5) 敷金及び保証金	580,220	580,220	－
(6) 買掛金	(175,032)	(175,032)	－
(7) 短期借入金	(2,510,000)	(2,510,000)	－
(8) 未払金	(1,664,797)	(1,664,797)	－
(9) 未払費用	(717,171)	(717,171)	－
(10) 未払法人税等	(89,930)	(89,930)	－
(11) 長期借入金（※3）	(3,706,085)	(3,706,238)	△153

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。
(※2) 受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
(※3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項
(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3)買取債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(4) 投資有価証券
株式は取引所の価格によっております。
(5) 敷金及び保証金
時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。なお、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。
(6) 買掛金、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
(11) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券及び投資有価証券	
非上場株式	1,703,098千円
非上場新株予約権	69,989
投資事業組合等への出資金	141,696
長期借入金	330,000

営業投資有価証券及び投資有価証券並びに投資事業組合等への出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、（4）投資有価証券には含めておりません。

長期借入金に含まれる「資本性ローン」は、会社の業績に基づいて返済条件が変動し、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(11)長期借入金」には含めておりません。

6．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　201円71銭

1株当たり当期純損失(△)　△52円08銭

（注）当社は、2020年12月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。なお、1株当たり純資産額並びに1株当たり当期純損失については、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

7．企業結合等に関する注記

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　株式会社アール・アンド・エー・シー

事業の内容　入金消込・債権管理システム「Victory-ONE シリーズ」の開発・販売

② 企業結合を行った主な理由

株式会社アール・アンド・エー・シーが提供する「Victory-ONE ®」「V-ONE クラウド®」は、大手メーカーから中小企業までに幅広く導入されている国内 No.1（※）入金消込・債権管理特化型ソリューションサービスです。クラウドのみならず、オンプレミスでのサービス提供も行っており、中堅規模以上のお客様に付加価値の高いサービスを提供することを強みとしております。

現在、当社では、中長期的な株主価値及び企業価値の向上実現に向け、「マネーフォワード クラウド会計 Plus」や「マネーフォワード クラウド経費」「マネーフォワード クラウド給与」を通じた中堅規模の企業や上場準備企業への顧客基盤拡大に取り組んでおります。

本連結子会社化により、当社の中堅規模以上のお客様向けプロダクトラインアップの強化、並びに当社のネットワーク及び顧客基盤を活用した「V-ONE クラウド®」利用者拡大を目指してまいります。

（※）2020年7月22日株式会社ショッパーズアイが実施した調査にて、「クラウド型入金消込サービス」の導入企業数がNo.1

③ 企業結合日

2020年8月11日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

⑤ **結合後企業の名称**
名称の変更はありません。

⑥ **取得した議決権比率**

企業結合直前に所有していた議決権比率	12.35%
企業結合日に追加取得した議決権比率	65.43%
取得後の議決権比率	77.78%

⑦ **取得企業を決定するに至った主な根拠**
当社が現金を対価として、株式会社アール・アンド・エー・シーの株式取得を行ったためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2020年８月1日～2020年11月30日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合の直前に保有していた株式の企業結合日における時価	250,000千円
追加取得に伴い支出した現金	1,325,000千円
取得原価	1,575,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬料	4,370千円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益	100,000千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① **発生したのれんの金額**
1,296,744千円

② **発生原因**
主として、株式会社アール・アンド・エー・シーの今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③ **償却方法及び償却期間**
８年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	423,513千円
固定資産	39,231
資産合計	462,744
流動負債	88,488
固定負債	16,500
負債合計	104,988

共通支配下の取引等

（子会社株式の追加取得）

（1）取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　スマートキャンプ株式会社
事業の内容　SaaS 向けリード獲得メディア「BOXIL」の開発・運営

② 完全子会社化を行った主な理由

当社グループ内におけるより一層の連携強化や意思決定の迅速化を通じて企業価値の向上を図ることを目的に完全子会社化いたしました。

③ 企業結合日

2020年２月27日

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする非支配株主からの株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

（3）子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価（現金）	1,390,629千円
取得原価	1,390,629千円

（4）非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

1,342,366千円

（株式交換による完全子会社化）

（1）取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　株式会社アール・アンド・エー・シー
事業の内容　入金消込・債権管理システム「Victory-ONE シリーズ」の開発・販売

② 完全子会社化を行った主な理由

当社グループ内におけるより一層の連携強化や意思決定の迅速化を通じて企業価値の向上を図ることを目的に完全子会社化いたしました。

③ 企業結合日

2020年10月12日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、株式会社アール・アンド・エー・シーを株式交換完全子会社とする株式交換

⑤ 結合後企業の名称

名称の変更はありません。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

(3) 子会社株式の株式交換による追加取得に関する事項

① 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価：当社普通株式	449,998千円
取得原価	449,998千円

② 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式

イ．株式の種類別の交換比率

株式会社アール・アンド・エー・シーの普通株式１株に対して、当社の普通株式348.034株を割当て交付いたしました。

ロ．株式交換比率の算定方法

当社及び株式会社アール・アンド・エー・シーから独立した第三者機関として株式会社WARCによる株式価値の算定結果を参考に、株式会社アール・アンド・エー・シーの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、本株式交換における株式交換比率の算式は妥当であり、それぞれの株主の利益に資すると判断いたしました。

ハ．交付した株式数

62,646株

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

372,330千円

8．重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2020年10月15日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月１日を効力発生日として、以下のとおり株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家層の拡大を図り、株式の流動性を高めることを目的とするものであります。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2020年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有普通株式１株につき、２株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	23,851,218株
今回分割により増加する株式数	23,851,218株
株式分割後の発行済株式総数	47,702,436株
株式分割後の発行可能株式総数	89,956,000株

③ 株式分割の日程

基準日公告日	2020年11月13日
基準日	2020年11月30日
効力発生日	2020年12月１日

④ １株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

① 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づく取締役会決議により、2020年12月１日をもって当社定款の一部を変更いたしました。

② 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分は変更箇所となります。）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、 44,978,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条 当会社の発行可能株式総数は、 89,956,000株とする。

③ 定款変更の日程

定款変更の効力発生日　2020年12月１日

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2020年12月１日以降に行使する新株予約権の１株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

新株予約権の名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第２回新株予約権	200円	100円
第３回新株予約権	350円	175円
第４回新株予約権	350円	175円
第５回新株予約権	550円	275円
第６回新株予約権	550円	275円
第７回新株予約権	1,500円	750円
第８回新株予約権	750円	375円
第９回新株予約権	750円	375円
第10回新株予約権	750円	375円
第11回新株予約権	3,155円	1,578円

９．その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第９期（2019年12月１日から2020年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,942,818	4,028,148	－	4,028,148	△2,523,264	△2,523,264	△146	8,447,555
当期変動額								
新株の発行	2,394,216	2,394,216		2,394,216				4,788,432
新株の発行（新株予約権の行使）	110,744	110,744		110,744				221,489
譲渡制限付株式報酬	166,631	166,631		166,631				333,262
株式交換による増加		449,998		449,998				449,998
資本準備金の取崩		△2,523,264	2,523,264	－				－
欠損填補			△2,523,264	△2,523,264	2,523,264	2,523,264		－
当期純損失（△）					△1,837,984	△1,837,984		△1,837,984
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,671,592	598,326	－	598,326	685,280	685,280	－	3,955,198
当期末残高	9,614,410	4,626,474	－	4,626,474	△1,837,984	△1,837,984	△146	12,402,754

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	120,126	120,126	54,541	8,622,223
当期変動額				
新株の発行				4,788,432
新株の発行（新株予約権の行使）				221,489
譲渡制限付株式報酬				333,262
株式交換による増加				449,998
資本準備金の取崩				－
欠損填補				－
当期純損失（△）				△1,837,984
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	93,188	93,188	△7,991	85,197
当期変動額合計	93,188	93,188	△7,991	4,040,395
当期末残高	213,315	213,315	46,549	12,662,619

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　移動平均法による原価法

③ たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	６年～50年
工具、器具及び備品	４年～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) のれんの償却方法及び期間

のれんの償却方法については、定額法（10年）により償却を行っております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は全部純資産直入法により処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(6) 会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社は従来、有形固定資産の減価償却方法について、定率法（ただし、建物（2016年３月31日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

前事業年度において、５つの提供サービスを１つに統合し、複数プロダクトを使用しやすい新プランを導入したことにより、ストック収入が増大し、当社グループが提供するサービス領域の需要は長期安定的に推移しております。

このような状況を受けて、人員採用計画・設備計画を変更したことを契機に有形固定資産の償却方法について再度検討を行ったところ、当社が保有する有形固定資産は、ストック収入の安定化によって、耐用年数期間において平準的に使用され均等な消耗が見込まれることから、今後は減価償却費を耐用年数期間にわたり均等に費用配分することがより適切であると判断し、定額法に変更したものであります。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ20,437千円増加しております。

２．追加情報

（COVID-19の影響に伴う会計上の見積りに関して）

連結注記表の「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	487,318千円
② 短期金銭債務	48,475

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

マネーフォワードケッサイ株式会社	2,510,000千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	176,127千円
売上原価	292,255
販売費及び一般管理費	54,619
営業取引以外の取引高	6,821

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	8,918株

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	14,336千円
未払事業所税	3,331
貸倒引当金	4,416
減価償却超過額	447,165
敷金及び保証金	10,606
その他有価証券評価差額金	30,855
繰越欠損金	1,642,910
譲渡制限付株式報酬	49,810
関係会社株式	252,978
その他	15,350
繰延税金資産小計	2,471,761
評価性引当額	△2,471,761
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
のれん償却	5,890
その他有価証券評価差額金	138,617
繰延税金負債合計	144,507
繰延税金負債の純額	144,507

7．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

単位：千円

種類	会社等の名称	議決権などの所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	マネーフォワードケッサイ株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 債務の保証 役員の兼任	資金の貸付（注1） 資金の回収（注1）	730,000 870,000	流動資産その他（短期貸付金）	160,000
				債務の保証（注2）	2,510,000	－	－
子会社	スマートキャンプ株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付（注1）	200,000	流動資産その他（短期貸付金）	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

（注2）債務の保証は、金融機関からの借入金に対する債務保証であります。なお、保証料は受け取っておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

単位：千円

種類	会社等の名称又は氏名	議決権などの所有（被所有）の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	辻　庸介	（被所有）直接 14.69%	当社代表取締役	ストック・オプションの行使（注）	52,081	－	－
役員	瀧　俊雄	（被所有）直接 2.22%	当社取締役	ストック・オプションの行使（注）	13,170	－	－
役員	金坂　直哉	（被所有）直接 0.13%	当社取締役	ストック・オプションの行使（注）	34,020	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）2014年１月30日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議並びに2014年１月30日開催の取締役会決議に基づき付与された第２回無償ストック・オプション、2015年２月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議並びに2015年４月22日取締役会決議に基づき付与された第４回有償ストック・オプション、2016年２月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議並びに2016年３月16日取締役会決議に基づき付与された第６回有償ストック・オプション、2017年２月28日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議並びに2017年３月15日取締役会決議に基づき付与された第８回無償ストック・オプションのうち、当事業年度における権利行使を記載しております。

8．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　264円57銭

（2）1株当たり当期純損失（△）　△39円50銭

（注）当社は、2020年12月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。なお、1株当たり純資産額並びに1株当たり当期純損失については、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

9．企業結合等に関する注記

連結注記表の「企業結合等に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10．重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11．その他の注記

記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。